

令和3年度地方公共団体の財政の健全化  
に関する法律に基づく資金不足比率  
審査意見書

神奈川県監査委員



神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 8 月 31 日付けで提出があった令和 3 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、同比率に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 4 年 10 月 5 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ



## 第 1 審査の種類

健全化判断比率等審査（資金不足比率）

## 第 2 審査の対象

令和 3 年度決算に基づき、知事から提出された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。算定の基礎となる事項の概況は第 6 のとおりである。

事業会計	令和 3 年度 資金不足比率	参 考
		経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
電気事業会計	—	
公営企業資金等運用事業会計	—	
相模川総合開発共同事業会計	—	
酒匂川総合開発事業会計	—	
流域下水道事業会計	—	

（注） 経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 19 条による。

## 第 3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

## 第 4 審査の実施内容

審査は、次の点を主眼として行った。

- ① 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、それに基づく資金不足比率は正確であるか
- ② その他資金不足比率について意見書に記載すべきことはないか

## 第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められた。

いずれの会計も前年度と同様に資金不足が生じておらず、特に意見はない。

## 第6 審査対象の概況

(百万円)

			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
水道事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (20,881)	— (18,850)	— (18,541)	— (17,564)	— (19,230)
	分母	事業規模	50,716	50,595	49,943	48,437	49,892
	資金不足比率		—	—	—	—	—
電気事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (25,745)	— (17,073)	— (17,987)	— (18,220)	— (18,803)
	分母	事業規模	7,718	7,593	7,694	7,318	7,182
	資金不足比率		—	—	—	—	—
等公 運営 用企 業事 業資 金	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (24,173)	— (24,650)	— (22,687)	— (18,807)	— (15,453)
	分母	事業規模	485	1,103	469	460	462
	資金不足比率		—	—	—	—	—
開相 発模 共川 同事 業合 業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— 0	— 0	— 0	— 0	— 0
	分母	事業規模	1,519	1,439	1,622	1,565	1,604
	資金不足比率		—	—	—	—	—
開酒 発勾 川事 業合 業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— 0	— 0	— 0	— 0	— 0
	分母	事業規模	1,094	1,166	1,196	1,144	1,204
	資金不足比率		—	—	—	—	—
事流 域下 水道 業道	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (2,360)	— (2,126)	— (1,395)	— (1,130)	— (993)
	分母	事業規模	9,854	9,528	8,842	9,144	9,552
	資金不足比率		—	—	—	—	—

(注) 1 流域下水道事業会計は、令和2年度から公営企業会計へ移行した。

(注) 2 流域下水道事業会計の令和元年度に属する出納は、令和2年3月31日をもって閉鎖されており、これに基づき、令和元年度の資金不足額（資金剰余額）及び事業規模が算定されている。